

シャッターチャンス!



YouTube

交通安全啓発知事メッセージの伝達式

10/12 市長室

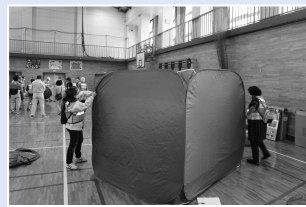
白岡市交通安全母の会を通じて、埼玉県知事から市長に対し、交通事故防止と交通安全思想の普及啓発の強化・徹底を図るための、メッセージが伝達されました。



感染症対策を踏まえた 避難所開設・運営訓練を実施しました

10/16 白岡東小学校

自主防災組織の役員の皆さんが感染症対策をした避難所のレイアウトを事前に検討し、訓練を実施しました。



12月3日～9日は障害者週間です

障がいの種類や程度はそれぞれで、外見ではわかりにくい障がいもあります。障がいの有無に関わらず、お互いの人格と個性を尊重し、支えあう共生社会を創りましょう。

障がい者のかたの法律相談

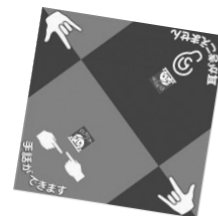
無料
家族・関係者
も相談可

日時	12月9日(金) 午前10時～午後4時
相談方法	☎ 048(864)1666 FAX 048(864)1677 ※実施日のみ利用可
問合せ	埼玉弁護士会法律相談センター ☎ 048(710)5666

災害時聴覚障害者支援用バンダナ を知っていますか？

福祉課窓口
で配布中

耳が聞こえないかたが「聞こえない」こと、また、手話ができるかたが「手話ができる」ことを災害時に着用することで周知することができます。



問合せ 福祉課障がい者福祉担当 ☎ 0480 (92) 1111 内線162～165

人権それは愛

「合理的配慮」をご存知ですか？ ～共生社会の実現のために～

合理的配慮とは、障がいがある人の困りごと・障壁を取り除くための対応のことです。電車や段差があって入れないお店などにスロープを使って補助することや、拡大文字や点字で資料を作成したり、読み上げて伝えたりするなどが考えられ、その内容は障がいの特性や場面・状況によって異なります。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、国及び地方公共団体や事業者に対して、障がいがある人から対応を必要としていると伝えられたときは、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。これを合理的配慮の提供といいます。

2021年に法律が改正され、努力義務だった事業者の合理的配慮の提供が、法律の公布から3年以内に義務化されることになりました。

社会全体で合理的配慮の提供が当たり前になることで、全ての人が尊重され、互いに理解し合うことで共生社会が実現していくのではないのでしょうか。皆さんも合理的配慮について、考えてみませんか。

障害者基本法では、12月3日～9日を「障害者週間」、また、埼玉県では、12月4日～10日を「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」として定めています。

問合せ

いきいき教育課 ☎0480 (92) 1111 内線272・275